

～運動公園の利用における市外料金導入のお知らせ～

1 導入の目的

施設利用率向上のため、一部の公共施設について、空いている利用枠を市外利用者でも予約できるよう利用ルールを見直します。また、見直しに伴い、公平性の観点から、**市外利用者に対しては、新たな料金設定を導入**します。

2 導入時期

令和4年10月1日から

3 対象施設

市内在住・在勤・在学の方を除く、市外利用者の料金が以下のとおりとなります。
市内在住・在勤・在学の方は、それを証するものを提示いただければ市内料金でご利用いただけます。

対象施設	市外利用者の料金
野球場※、庭球場※、サッカー場※、運動場※、陸上競技場、弓道場、相撲場、夏島グラウンド※	市内料金の2倍

※公共施設予約システムの利用者登録カードで予約したものは対象外です
(原則、市内料金となるため)

4 市内在住・在勤・在学の確認方法について

- 公共施設予約システムの**利用者登録カード以外で予約・利用する方**(ゲスト登録等)が市内料金を適用する場合は、窓口に来場した利用者の**市内在住、在勤、在学が確認できるものを提示**してもらい、確認します。
- 確認は、氏名、勤務先(または学校)の名称・住所が記載されたものにて行います。詳細は、事務所職員にお尋ねください。

5 注意事項

予約日ではなく、**ご利用日が令和4年10月1日以降の場合は市外料金**となります。※使用料の支払日が基準となります。

6 その他

市外料金の導入と同時に、ゲスト登録の先着予約開始日時も変更になります。

変更前	変更後
利用日の5日前から	利用月の1か月前の16日10時から